

## 松江市監査委員告示 第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、松江市長から令和元年度包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項の規定により公表します。

令和4年7月29日

松江市監査委員 三島 康夫  
松江市監査委員 安來 弘喜  
松江市監査委員 石倉 徳章

### 1 包括外部監査の特定事件

高齢者福祉に関する事務の執行について

### 2 包括外部監査の結果に基づく措置等

別紙 令和元年度包括外部監査 措置状況一覧のとおり

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
第3章 高齢者が安心して暮らせる住居の確保について	I 高齢者のニーズに応じた多様な住まいの確保	第2 安心ハウスの提供	1 意見	・本事業の存続の可否の早期検討 ・本事業の必要性・公共性は薄れしており、事業の効率性も高くななく、本公平性を欠く側面もあることによる上、計画的に廃止することも可能であるので、本事業は存続の可否について早期に検討することが望ましい。	R2.4 指置済	松江市安心ハウスの家賃補助金については、補助金の交付を終了。終了時に入居者がいる戸には、居住生活の安定のため、当該入居者が退去又は固定賃貸調整補助金を交付する。 また、松江市安心ハウス家賃調整補助金を交付する。	建築指導課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	II 安心して暮らす生活環境の整備	第1 公営住宅のバリアフリー化	2 意見	・バリアフリー化する住戸の選定にあたっては、空室状況に左右され、バリアフリーのあるものでの限りバリアフリー化をした後に耐用年数まで使用できる期間が長い住戸を優先することが望ましい。	R2.8 実施住戸選定（指置済）	改修する住戸については、耐用年数、空室状況、地域的な整備を行いうる年数、令和9年度については、中層耐火4階建住宅の2住戸をバリアフリー化に改修予定。	建築指導課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	I 地域の特性に応じた柔軟な介護サービスの提供	第2 市町村特別給付（在宅復帰支援）	3 意見	原因分析の必要性 市町村特別給付の利用者が少ない原因について、在宅復帰した人が市町村特別給付をしたいたが市町村特別給付を貰わててはいるのが不審、介護を支えなくてはならない在宅復帰を請うることが望ましい。	R4年度中 指置予定	ケアマネジャー協会から状況を聞き取り、課程を検討する。	介護保険課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	II 介護保険施設等の整備	第1 特別養護老人ホームの整備	4 意見	・次回公募に向けた早急な方針決定の必要性 本事業については、第6期計画から本計画への継続事業であり、現状2期6年を経過しても整備がされない状況にあり、次回の公募について、早急に方針を決定し、実施されることが望ましい。	R3.3 指置済	入所待機者調査や有料老人ホーム等の施設建設状況を踏まえ、松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では整備しない方針を決定した。	介護保険課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	第4 生活支援ハウスの入所措置、整備	第1 特別養護老人ホームの整備	5 意見	・事業の早期稼働に向けた検討の必要性 本事業は早期稼働に向けた検討することが望ましい。 本事業は早期稼働に向けた検討することが望ましい。	R4.3 指置済	R3年度末で事業を廃止した。	健康政策課
第4章 介護保険サービスの充実と質の向上	第4 生活支援ハウスの入所措置、整備	・原積書・決算書の記載形式の統一 ・事後精算の規定がある以上、見積書・決算書とともに、利用料を含められた収入・支出を記載し、本事業全体の収入・支出を明確にするよう受託者に求めるべきである。	6 指摘	R2.3 指置済	見積書と決算書の記載形式を統一した。		健康政策課

※今回更新したのは締掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	措置／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
			7 指摘	・適切な委託料の算定 委託料の算定が適切に行われておらず、見積書の審査が疎かになつた。 べきである。	R2.3 指置済	見積書の内容について精査を行い、R2年度の業務を委託した。	健康政策課
			8 指摘	・決算書の精査の必要性 入居者の推移に応じて精査できるよう余剰金の返還規定があるのです べきである。	R2.4 指置済	R1年度委託事業の決算書の内容について精査を行い、金額の妥当性を確認した。	健康政策課
			9 意見	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	対応を要しない	法人の規定に基づき人件費を計上しており、事業廃止まで現状どおりの算定方法とする。	健康政策課
III 第三者評価 第1 事業所への介護 相談員派遣	10 指摘	・派遣報告書の公表 計画に沿つて、派遣事業報告書が広く市民の目に触れるように公表をすべきである。	R2.4 指置済	報告書をホームページで公開した。	健康政策課		
	11 意見	・派遣受け入れ先事業所の増加への方策の検討 介護サービス事業所が介護相談員の受け入れを断る理由・原因を分析し、派遣受け入れ先事業所を増やす方策を検討することが望ましく、介護サービス事業所には本事業の理解を得ることが望ましい。 また、市民への広報活動の方策も検討されることが望ましい。	R2.3 指置済	R2年度は、広く事業所へ動きかけを行い、協力事業所増に努めた。	健康政策課		
	12 意見	・地域密着型施設の運営推進会議への派遣の再検討 介護相談員の負担との兼ね合いにはなるが、介護相談員の地域密着型施設の運営促進会議への積極的な派遣について再検討することが望ましい。	R2.3 指置済	検討を行い、介護相談員からの情報をとりまとめ、市職員が運営推進会議へ出席することとした。	健康政策課		
第2 地域密着型運営 推進会議への参加とグローブホームの外部評価	13 意見	・外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応についてのフォローアップ 外部評価で指摘された課題について解決を図る主体はグループホームの事業者であるが、グループホームの運営推進会議には、松江市や地域包括支援センターの職員が構成員として出席するのであるから、そのような場で、外部評価で指摘された課題に対する事業所の対応について、フォローアップを行うことが望ましい。	R3.3 指置済	運営推進会議に出席した際、事業者に外部評価の対応状況について助言・指導した。	介護保険課		
IV 事業所の指定・指導	14 指摘	・介護保険事業者向けの申請の手引き 中核市に移行するまでの期間中に、松江市の介護保険事業者向け申請の手引きを作成し、ホームページに掲載した。	R3.6 指置済	介護保険事業者向けの申請の手引きを作成し、ホームページに掲載した。	介護保険課		

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
		15 意見	・前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。	R2.10 措置済	実地指導結果報告書へ前回指導事項の再確認の結果を記載した。	福祉総務課
	16-1 意見	・判断基準の明確化 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精神性をより向上させたまごとが望ましい。	R2.4 措置済	実地指導の指導基準（文書指摘、口頭指導、助言）を明文化した。	福祉総務課	
	16-2 指摘	・実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別、文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。	R元 措置済	判断基準に沿った記載内容とした。	福祉総務課	
第4 老人福祉法に基づく老人福祉施設（事業所）の指定及び指導	17 意見	・前回実地指導での指導事項の改善状況について、次回の実地指導結果報告書への記載に、前回の実地指導における指導事項の改善状況を明記することが望ましい。	R2.10 措置済	実地指導結果報告書へ前回指導事項の再確認の結果を記載した。	福祉総務課	
	18-1 意見	・判断基準の明確化 文書指摘、口頭指導、助言の判断基準が明確であるから、指導区分の適用の精神性をより向上させたまごとが望ましい。	R2.4 措置済	実地指導の指導基準（文書指摘、口頭指導、助言）を明文化した。	福祉総務課	
	18-2 指摘	・実地指導結果報告書における文書指摘、口頭指導、助言の記載内容の区別、文書指摘、口頭指導、助言の判断基準は明確であるから、各判断基準に沿った記載内容に区別して記載すべきである。	R元 措置済	判断基準に沿った記載内容とした。	福祉総務課	
V 介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化等関係機関との連携	第1 介護保険事業所連絡会の開催を通じた事業所の組織化	19 意見	・介護保険事業所連絡会への主体的開拓手、各介護保険サービス事業所ごとに、介護保険事業所連絡会を開催し、参加者確保に努めることが望ましい。	R5年度中 措置予定	各サービス種別ごとの連絡会設置に向けた動きかけを行なう。	介護保険課
第5章 介護人材の育成・確保の取り組みの強化	I 介護現場で從事者の質的向上と人材確保	20 意見	・目標達成への取り組み 令和2年度までに、ケアマネジャー等の研修会を年3回開催できるよう、新たな研修会について、内容等をケアマネジメント協議のうえ、取り組むことが望ましい。	R2年度 措置済	「ケアプラン作成講演会」、「困難事例に関する検討会」、「コロナ禍におけるケアマネ業務情報交換会」及び「介護支援員とコミュニケーションセミナー」等の研修会に取り組んだ。	介護保険課

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
		第4 介護職員等による、たんの吸引等の適切な実施に向けた支援	意見 21	・プロジェクトチーム発足の検討・協議過程の記録化 ・課題がある以上、プロジェクトチームの発足を検討することが望ましく、その後的な接証・見直しを行ったために、その協議過程は記録化されることは望ましい。	R2.4 指置済	保健所、在宅医療介護連携支援センター、市健康政策課で構成する検討チームを設置している。また、検討過程について記録化している。	健康政策課
	第7 小中学生への社会教育の推進		意見 22	・小学生を対象とした介護職の魅力発信事業 小学生を対象とした、介護職への理解を深めるための事業を企画するこども夢未来塾（教育委員会）の講師として介護事業所職員を登録。	R2.4 指置済	小中学生に向け介護職の仕事や魅力を伝えるため、「まつえ子ども夢未来塾」（教育委員会）の講師として介護事業所職員を登録。	健康政策課
	第8 各種資格取得・研修参加に対する支援		意見 23	・費用助成の対象となる資格・研修があるか否かに 他に費用助成の対象となることが望ましい。 ・費用助成の対象となる資格・研修があるか否かに 他に費用助成の対象となることが望ましい。	R3.10 指置済	喀痰（かくたん）吸引等研修のみを費用助成の対象とし たので、他に費用助成の対象とすることが適切な資 格・研修があるか否かについて検討した。その結果、介 護事業所で人材の育成・定着を図るために、令和3年10 月から、所轄する職員に、介護現場で実践スキルを受講さ せる「評議者（アセッサー）」を養成する講習を受講する制度 を開始した。	健康政策課
Ⅱ 介護職場の環境整備	第2 介護事業所認定制度の創設	指摘 24		・本計画における松江市の主体性 ・松江市として、介護事業者の認証評価制度の創設＝「人材育成等に取 り組む介護事業者に対する資格・研修が行われた計画の策定、運 用、進行管理をすべきである。	検討中	県で制度実施について検討しており、松江市でも引き続 き検討する。	健康政策課
第6章 介護予防・重複予防・重複取り組みの度化防止の取り組みの推進	I 介護予防・日常生活支援総合事業の充実	意見 25	・具体的な計画の策定 ・サービスAへの移行促進に向け、線引きする仕組みを導入する時期 の目途を立て、それに向けサービスAに対応する事業所を確保す る具体的な計画の策定を行うことが望ましい。	R3.4 指置済	サービスAの移行促進のため、制度を見直した サービスBへの移行促進のため、制度を見直した。	サービスAの移行促進のため、制度を見直した サービスBの移行促進のため、制度を見直した。	介護保険課
	第4 サービスB（住民主体型）への移行促進	意見 26	・サービスBの追手の資格の検討 ・サービスBを立ち上げる担い手の育成をするか否かにつ き ・サービスBの追手の資格の検討 ・サービスBを立ち上げる担い手の育成をするか否かにつ き	R4.3 指置済	サービスB立地する団体立ち上げにについては、各生活圏域に 配置している2層生活支援コーディネーターが支援を行 うこととした。	サービスB立地する団体立ち上げにについては、各生活圏域に 配置している2層生活支援コーディネーターが支援を行 うこととした。	介護保険課
Ⅲ 一般介護予防・事業の拡充・推進	第1 なごやか香り合い事業による介護予防の推進	意見 27	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 ・標準的な人工の賃金をいかに算定するか等の課題はあるものの、現 状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが 望ましい。		対応を要しない	社協の人件費の算定方法については、個別の人件費を予 算に計上する現在の方法が合理的であると判断してい る。	介護保険課

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	指摘／意見	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
第7章 認知症対策の早期発見・遅延・重症化防止強化	I 認知症の早期発見・遅延・重症化防止	28 意見	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約の適否 ・年度末に委託料の額を増減額（精算）して得ない現在の運用の問題点も踏まえ、そのことが望ましく、事後的な対応の増減額は例的的な処理と接討するところが望ましい。 接討する方向で検討することが望ましい。	R2.3 指置済	対応を要しない	介護保険課
	II 当事者・家族の支援	29 指摘	・実施要綱における引用条項の誤記 ・計画の検討過程の記録化 ・計画を適切に評価するためにも、計画の策定（島根大学への提案案）、運用（島根大学との協議状況）等を記録化しておくことが望ましい。	R2.4 指置済	要欄改正	介護保険課
	III 啓発・ネットワークの強化	30 意見	・本計画における松江市の主体性 ・行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについて、市社協の事業を計画に掲げるとしても、市としてのかかわりを明示すべきである。	R3.3 指置済	現在島根大学と検討を進めている。	健康政策課
	第四章 認知症早期発見ツール（簡易タッチパネル）の活用	31 指摘	・本計画における松江市の主体性 ・認知症地域支援推進員の具体的業務の拡充 ・行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについては、市社協の事業を計画に掲げるとともに、市としてのかかわりを明示すべきである。	R2.4 指置済	松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、指摘事項を考慮し、市の取り組み状況を明示した。	健康政策課
	第五章 障害者支援員による支援体制の強化	32 意見	・認知症地域支援推進員の具体的業務の拡充 ・認知症地域支援推進員の業務が望ましい。	R2.6 指置済	団が定める要綱に記載されている事業を担当業務とした。	健康政策課
	第六章 情報発信の強化	33 意見	・周知方法の取り組みの必要性 ・より効果的な周知方法を検討することを検討することが望ましい。	R3.3 指置済	チラシ、市HPだけでなく、市社協と連携しFacebookを活用した周知を実施した。 今後youtubeの活用も予定。	健康政策課
	第七章 ワークの強化	34 指摘	・本計画における松江市の主体性 ・行政計画の性質上、計画に取り上げるとともに、市としてのかかわりを明示すべきである。	R3.3 指置済	松江市高齢者福祉計画・市具体的な取り組み計画を明示。	健康政策課
	第八章 徒々高齢者対策の強化	35 指摘	・本計画における松江市の主体性 ・行政計画の性質上、計画に取り上げるとともに、市としてのかかわりを明示すべきである。	R3.3 指置済	松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画は、指摘事項を考慮し、市の具体的な取り組み計画を明示。	健康政策課
	第九章 在宅医療・介護を支えるための居宅サービス提供体制の整備	36 意見	・定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所の整備 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを実施する事業者がいない原因を分析した上、事業者が参入するためのインセンティブや松江市における同サービスの在り方、公募の方針等を検討し、同サービスを実施する事業者を確保することが望ましい。	R3年度～R5年度 指置予定	同サービスを実施可能な事業者を確保する方法等について、松江市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画期間中に検討する。	介護保険課

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 埋置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点	
第Ⅱ 多職種連携による生活支援	第1 多職種連携の活性化	・多職種連携会議への主体的関与 松江市が主体となって、多職種連携会議を実施することが望ましい。	対応を要しない	多職種連携会議は、地域の医療関係者、介護関係者が主体となり連携して開催されるものと考える。市は会議を開催できる支援を行っている。		健康政策課	
第9章 総合相談・支援体制の充実強化	Ⅱ 地域包括支援センターの相談機能及び人員体制の強化	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現年度末に委託費の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	37 意見 38 意見 39 意見 40 意見 41 意見	対応を要しない 対応を要しない 対応を要しない 対応を要しない 対応を要しない	・多職種連携会議は、地域の医療関係者、介護関係者が主体となり連携して開催されるものと考える。市は会議を開催できる支援を行っている。 ・社協の人件費の算定方法については、個別の人件費を予算に計上する現在の方法が合理的であると判断している。 ・委託先の社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことを踏まえ、例外的な委託契約として、実績により委託料を精算している。	健康政策課	
第10章 地域における支えあい体制づくり	I 地域住民による支えあい体制づくり 第1 地域住民の立ち上げ、活性化	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約結構の適否 年度末に委託費の額を増減額（精算）する現在の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することなどが望ましく、事後の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	42 意見 43 意見	対応を要しない 対応を要しない	・委託費の算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工の額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現年度末に委託費の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望ましい。	健康政策課	
III 要配慮者支援組	第1 要配慮者支援組の立ち上げや地域での見守り助け合い事業の推進	・委託費の事後的な精算を目的とした変更契約額（精算）する現在の問題点も踏まえ、そのような運用を採らざるを得ない合理的な理由の有無を再検討することなどが望ましく、事後の増減額は例外的な処理として位置づける方向で検討することが望ましい。	44 意見 45 意見	R2.9 措置済 R3.3 措置済	・目標値を達成した場合の事業規模の試算 最終的に目標値を達成した場合の事業規模を予測し、これを踏まえた効果的な事業運営を実現するため、目標達成時の歳出見込額を予め試算しておくことが望ましい。 ・会議体の活動を推進するための方策の検討 立ち上がりがつた会議体を実効的に活動させる組織とするため、会議体の活動促進の方策を検討することが望ましい。	目標達成時の歳出見込額を試算した。 設置した団体に対して先進事例等の紹介を盛り込んだ出前講座を行っている。	福祉総務課
第1.1章 高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実	I 在宅サービスの充実 ■第1 「食」の自立支援事業の実施 第3 外出支援事業（移送サービス）の実施	・情報提供についての同意の書面化 委託事業者が利用者の情報を関係者に提供することについて、利用者の同意書を書面で得ることが望ましい。 ・実施要綱・契約書の統一 同種の事業についての実施要綱・契約書の内容をできる限り、統一することが望ましい。	44 意見 45 意見	R2.4 措置済 R3.3 措置済	意見のとおり措置し、申請書に同意事項を記載した。 令和3年度から松江市移送タクシー事業に統一	健康政策課	

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課
			46 指摘	・実施要綱の記載 実施要綱において、委託事業者を市社協と特定する記載は、変更すべきである。	R2.4 指置済	実施要綱を修正した。	健康政策課
			47 指摘	・契約形式の統一の必要性 同様の事業を行うのであれば、契約形式も統一すべきであり、必要な追加支出を避けるためにも、単価要領をすることを検討すべきである。	R3.3 指置済	令和3年度から松江市移送タクシー事業に統一	健康政策課
第4 安心ライフ援助事業の実施	48 意見	実施要綱の記載及び委託契約書の記載を実際にあわせて変更するこ とが望ましい。	R2.4 指置済	意見のとおり、要綱の改正を実施	R2.4 指置済	意見のとおり、要綱の改正を実施	健康政策課
第5 緊急医療情報報告用事業の実施	49 意見	・周知方法の検討の必要性 より多くの市民に利用されるよう、その周知・広報の方法を十分に検討することが望ましい。	R3.2 指置済	市報2月号に掲載した。今後も年度に一度掲載する。	R3.2 指置済	市報2月号に掲載した。今後も年度に一度掲載する。	健康政策課
第6 生活援助員派遣事業の実施	50 意見	・費用対効果の検討の必要性 支出のわりに対象者の数が少なく、費用対効果の面から相当とは言えず、廃止して他の施策で代替するなど、県や国と協議することが望ましい。	措置中	現在、国や県と協議を進めている。	措置中	現在、国や県と協議を進めている。	健康政策課
第7 訪問理美容事業の実施	51 意見	・情報提供についての同意の書面化 事業者が利用者の情報を関係者に提供することに同意を書面で得ることが望ましい。	R2.4 指置済	申譲書に情報提供に関する同意の項目を記載した。	R2.4 指置済	申譲書に情報提供に関する同意の項目を記載した。	健康政策課
	52 指摘	・遅延損害金の起算日の明確化 ・遅延損害金の支払期限が契約書上不明であり、委託料の支払期限は、委託料の支払期限が契約書となるものであるので、契約書上明確にするべきである。	R2.4 指置済	契約書に起算日を記載した。	R2.4 指置済	契約書に起算日を記載した。	健康政策課
第8 ゆうあいヘルプサービスによる支援	53 指摘	・本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについて、市は協力するとしても、市としてのかかわりを計画に明示すべきである。	不措置	ゆうあいヘルプサービスは住民主体型訪問サービスのひとつという位置づけで補助をしている事業であるため、介護保険課事業計画に個別に掲載することはない。	不措置	ゆうあいヘルプサービスは住民主体型訪問サービスのひとつという位置づけで補助をしている事業であるため、介護保険課事業計画に個別に掲載することはない。	健康政策課
Ⅱ 家族等介護者交流事業に対する支援者による支援	54 意見	・実施要綱の実施主体の記載 実施要綱を実際にあわせて変更することが望ましい。	R2.4 指置済	実施要綱を修正した。	R2.4 指置済	実施要綱を修正した。	健康政策課
	55 意見	・実施予定期数が実施された実施回数について 実施することを合意した実施回数については、発注者である松江市は、受注者である市社協が権限に実施するようになりますが望ましい。	R2.4 指置済	契約関係書類に実施回数を明示した。	R2.4 指置済	契約関係書類に実施回数を明示した。	健康政策課

## 令和元年度包括外部監査 措置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	内 容	実施 (予定) 年月	新方針、状況等	所管課	※指定期点	
第1・2章 権利擁護の充実強化	第3 介護離職防止対策等の推進	指摘 意見	家族等介護者に対する介護離職予防対策の検討の必要性 家族等介護者についても、松江市介護人材確保検討会において介護離職防止対策について検討するなど、何らかの取り組みを行うことが望ましい。	56 57 58	・要綱の規定整備の必要性 現状との乖離が生じている以上、たとえば要綱の規定を「事業の全部又は一部を」等に変更するなどして、実体との齟齬を解消すべきである。 ・随意契約を選択した理由の再検討 随意契約が例外的方針であることを踏まえると、随意契約の方法を選択した理由として挙げられた点は、不十分であり、本事業について選択されなければならぬ外的・事由の有無を再検討すべきである。	対応を要しない R2.4 指置済 R2.4 指置済	介護離職については労働条件なども含む広範な問題であると感じる。「松江市介護人材確保検討会議」での議論にはじまない。 要綱を改正した。 隨契理由を明確にした。	福祉政策課 福祉総務課 福祉総務課
第4 法人後見の実施	第3 市民後見人の養成等の利用促進	指摘 意見	委託料の事後的な精算を目的とした変更契約統縛の適否 年度末に委託料の額を用取らざるを理由とする場合の問題点も踏まえ、そのような運用を望ましく、事後の対応が望ましい。 検討する方向で検討することが望ましい。	59 60	・委託料の額を用取らざるを理由とする場合の問題点も踏まえ、そのような運用を望ましく、事後の対応が望ましい。 検討する方向で検討することが望ましい。	対応を要しない R2 指置済	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体ではないことにも鑑み、例外的な委託契約として実績により委託料を精算している。	福祉総務課 おいて整理した。
第5 日常生活自立支援事業による支援	第3 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進	指摘 意見	本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。	61 62 63	本計画における松江市の主体性 行政計画の性質上、計画に取り上げる取り組みについても、市としてのかわりを計画に明示すべきである。 ・補助金申請時ににおける具体的な事業計画書の概要 ・補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているの か、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を 求めるべきである。	R2 指置済 R2 指置済 R2 指置済	「松江市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画」に おいて整理した。 「松江市高齢者福祉計画、第8期介護保険事業計画」に おいて整理した。 事業計画書の提出を求める。※R2・R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために開催中止。 収支内訳書に算出根拠を明記するよう求めること。 ※R2・R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るために開催中止。	福祉総務課 おいて整理した。 福祉総務課 おいて整理した。
第1・3章 生きがいづくり・社会参加の促進	I 生きがいづくりや社会参加の促進	指摘 意見	・具体的な計算根拠を示した収支内訳書の提出 ・補助金等交付申請書に添付する収支内訳書には、少なくとも個々の 支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが 望ましい。				※今回更新したのは網掛けの項目	

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	指摘／意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
			64 指摘	・補助金申請時における具体的な事業計画書の微求を企画しているの 補助金を支出する以上、少なくともいかなる大会を企画しているの か、その内容が明らかとなる程度の記載のある事業計画書の提出を 求めるべきである。	R2 指置済	事業計画書の提出を求める。 ※R2、R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図 るため開催中止	福祉総務課
			65 意見	・具体的な計算根拠を示した取扱支内訳書の微求 補助金等交付申請書に添付する取扱支内訳書には、少なくとも個々の 支出項目について、具体的な算出根拠を明記するよう求めることが 望ましい。	R2 指置済	収支内訳書に算出根拠を明記するよう求める。 ※R2、R3年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止を図 るため開催中止	福祉総務課
第4章 まめなかポイント 事業の推進			66 意見	・獲得したポイントを寄付に充てることが可能であると本計画に明記 活動実績ポイントを寄付に充てることが可能である以上、活動実績 ポイントの寄付を可能とする仕組みを速やかに構築することが望ま しい。	検討中	寄付の仕組みの構築を検討する。	福祉総務課
			67 意見	・効果的な周知・広報のあり方を検討するために 本事業の目的達成かつ効果的な広報のあり方を検討する には、より広範かつ効果的な広報のあり方を検討する とい。	R2.4 指置済	チラシをリニューアルし、Facebookを利用した広報を実 施した。	福祉総務課
			68 指摘	・随意契約を選択した理由の再検討 随意契約が例外的方法であることを踏まえると、随意契約の方法を 選択した理由として挙げられた点は、不十分であり、本事業につい て随意契約の方法を選択しなければならない例外的の理由の有無を再 検討すべきである。	R2.4 指置済	随意理由を再検討し、修正した。	福祉総務課
			69 意見	・委託費算定における人件費の算定方法の検討 標準的な一人工賃額をいかに算定するか等の課題はあるものの、現 状の算定方法が最も合理的といえるか否か、改めて検討することが望 ましい。	現 状 の 算 定 方 法 が 最 も 合 理 的 だ と 考 え ら れ る	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体ではないことから、事業に当該事前に当該事業で人件費を算出し、実績に応じて評価する現在の方法が最も合理的であると判断している。	福祉総務課
			70 意見	・実際の業務量に見合つた人件費の算定 本業務に従事する職員の勤務実態等を精査し、実体に即した適切な 人件費が計上されているか、改めて検討することが望ましい。	現 状 の 算 定 方 法 が 最 も 合 理 的 だ と 考 え ら れ る	対応を要しない	福祉総務課
			71 意見	・実績に応じて変動する支出を委託費に含めることとの適否 活動交付金の支払分については委託費とは切り離して実績払いにす るなど、常に年度末に変更や精算が必要とする現状の仕組みが適切 であるか、改めて検討することが望ましい。	現 状 の 算 定 方 法 が 最 も 合 理 的 だ と 考 え ら れ る	対応を要しない	福祉総務課

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

事	項目1	項目2	指摘 意見	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課 ※指置済み時点
II 雇用・就業 対策とボランティアの推進	第3 シルバー人材センターへの支援	72 意見	「事後的に委更契約を締結して委託費を精算するごとの適否 委託した事務が適切であるか疑問があり、業務委託契約の内容を再検討することが望ましい。」	対応を要しない	地域福祉の推進を図ることを目的とした事業であるとともに、社会福祉協議会が利益を追求する団体でないことを踏まえ、例外的な委託契約として実績により委託料を精算している。		福祉総務課
	73 指摘	「補助対象経費該当性に関する理由の明記 「その他市長が必要と認める額」という本条項のような規定に基づいて補助金を支出する場合には、少なくとも、市長がいかなる事情を考慮して必要と認めたのか否かを明らかにすべきである。」	R2.4 指置済	補助決定時に補助対象経費該当性の理由を明記した。			福祉総務課
	74 意見	「補助対象経費として認める必要性の再検討 「その他市長が必要と認めており、事務局長は人件費及び支所間跨個人件費を「その他市長が必要と認める額」として認めるなどし、その必要性を総合的に再検討することが望ましい。」	R2.4 指置済	事務局長人事費は要綱を改正し、補助対象として明記しました。支所に臨時職員人件費は、補助決定時に必要性の理由を明記した。			福祉総務課
III 効果的な情 報の提供	第1 効果的な情報提 供・情報共有化の推進	75 意見	「体系的な情報提供・情報共有化の手段の構築 効率的な情報提供・情報共有化を推進するためには、たとえば情報提供のあり方を総合的に検討し、集約するなどして、各課機関的に効果的な手法を共有することを検討することが望ましい。」	検討中		※特段の担当課無し	
IV 移動手段の確 保	第3 福祉バスの運行	76 意見	「福祉バス専用車両の所有に係るコストの再検討 マイクロバスの所有に伴うコストを再検討し、たとえば市交通局又は民間のバスを借用して運行した場合のコストや、団体が自ら配したバスの利用料金の一一定額を補助する等の仕組みを採用した場合のコストと比較した上で、現在のあり方が適切か否かを再検討することが望ましい。」	R3 指置予定	補助制度への移行を検討する。		福祉総務課
	77 意見	「福祉バスに係る利用制限の明文化 利用回数の制限は利用者にとって重要な条件であるから、そのような制限を定めるのであれば、要綱や要領、市民向けの利用の手引にその旨を明示しておくことが望ましい。」	R2.4 指置済	要領を改正し、利用制限も明記した。			福祉総務課
	78 意見	「サービスの公平・平等な利用を実現する方策の再検討 一団体につき年1回という利用回数の制限は、実質的に機能しているとは言えず、より公平かつ平等な利用を実現する方策を再検討する方が望ましい。」	R3 指置予定	補助制度への移行に併せて検討する。			福祉総務課
	79 意見	「周知方法の検討の必要性 本事業については、市民が平等に福祉バスを利用する機会を得られるよう、より一般的かつ広範な周知方法を検討することが望ましい。」	R3 指置予定	補助制度への移行に併せて検討する。			福祉総務課

※今回更新したのは網掛けの項目

## 令和元年度包括外部監査 指置状況（時点 令和4年3月31日）

章	項目1	項目2	内 容	実施（予定）年月	対応方針、状況等	所管課
			指摘／意見			※賃雇済み時点
	第4 一畑電車沿線地域への運賃助成	80 指摘 ・要綱の規定整備の必要性 本制度の利用方法を変更したのであれば、それを要綱に反映すべきである。		R2.4 指置済 要綱を改正した		福祉総務課
		81 意見 ・目的を同じくする事業間の整合性 ・本事業と高齢者バス割引制度とは、ほぼ同一の目的に基づく類似の制度であるから、管理制度なく利用条件に差異を設けるべきではない。 ・制度ではなく、両事業の利用条件につき、改めて検討することが望ましい。			本事業は市内全域の路線バス及び一畑電車の運賃割引制度の統一化、従来制度の利用者による事業に不利益が生じないよう、「一部の地域に限って行つてある」ということから、利用条件を統一する必要はない」と判断している。	福祉総務課

※今回更新したのは網掛けの項目